

4 諮問

平成24年8月10日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、公文書公開請求拒否決定処分を取り消す、との決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書の主張によると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2) 本件「拒否決定通知書」記載の「公開請求を拒否することとした理由」欄記載の理由は、条例に規定する公開拒否理由には該当しない。「公開請求を拒否することとした理由」欄記載の理由自体が、誤りである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書について

本件請求に係る「捜査機関に提出した回答文書その他の一切の文書」を刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項により規定する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）の規定を適用しない文書であるとし、このことから当該文書は条例第35条に規定する適用除外に該当するため、第7条に基づき本件処分を行った。

2 本件処分の理由等について

- (1) 刑事訴訟法第53条の2第1項の立法趣旨

本条は行政機関情報公開法の制定に伴い追加され、次いで独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の制定に伴い改正された。

本条追加時の第142回国会衆議院内閣委員会議録によると、「刑事訴訟に関する書類につきましては、個人情報等の情報公開法の不開示情報に該当するものが大部分であります。

そして、刑事司法手続の一環として、被疑事件、被告事件に関して作成された書

類でありまして、その適正確保は、司法機関である裁判所により判断されるべきものである。そして、刑事訴訟法は、裁判の公正の確保、訴訟関係人の権利保護等の観点から、訴訟に関する書類を公判の開廷前に公開することを原則禁止する一方、事件の終結後においては、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認めております。そして、この閲覧を拒否された場合の不服申し立てにつきましては、準抗告の手続による。

そういったことを理由としますとともに、今申し上げましたように、その開示、不開示の要件、そして手続につきましては完結的な制度が確立をしているために、情報公開法の適用除外としたものでございます。」と、その立法趣旨の説明がなされている。

(2) 訴訟に関する書類の範囲

訴訟に関する書類の範囲については「注釈刑事訴訟法〔第3版〕第1巻」によれば、第47条に関する記載の中で次のとおり解説されている。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官・司法警察員・弁護士その他の第三者の保管しているものをも含む。

書類は、作成段階の別により、捜査段階で作成される捜査書類、裁判所で作成される狭義の訴訟書類などに分かれ、内容の別により、意思表示を内容とする意思表示的文書、事実の報告を内容とする報告的文書に分かれるが、いずれの書類であっても被疑事件又は被告事件に関して作成されたものであれば本条の書類にあたる。不提出記録はもとより不起訴記録もこれにあたるが、公判で公にされることのない以上、公開禁止の状態が継続する。

(3) 内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申例に見る解釈

訴訟に関する書類の範囲などについて、薬害エイズ刑事裁判に関して検察庁から厚生省に交付された押収品目録の不開示決定に関する件（平成13年諮問第153号）に対する審査会の答申においても、次のとおり解釈が示されている。

ア 刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」の一般的な意義

同条の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成された書類であると解される。

同条が「訴訟に関する書類」を適用除外とした趣旨は、「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する活動の適正さは、司法機関である裁判所により確保されるべきであること、②同法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記

録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑事訴訟法40条、47条、53条、299条等及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることによるものである。

捜査・公判に関する活動の適正さは、司法機関である裁判所により確保されるべきであるという点や、典型的に不開示情報に該当するという点については、刑事訴訟法53条の「訴訟記録」に限らず、広く被疑事件・被告事件に関して作成された書類のすべてがこれに該当する。

イ 異議申立人は刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」の保管者は、裁判所（裁判官）、検察官、司法警察職員及び弁護人に限定され、行政機関である諮問庁はこれに当たらない旨主張する。

本件対象文書である押収品目録交付書には、押収年月日、作成者の氏名のほか、押収の場所、被疑者氏名、罪名等が記載され、これに添付された押収目録には、被疑者氏名、押収した品名、数量、被差押人等の住居、氏名等が記載されているものである。また、刑事訴訟法規則43条3項により、押収調書には、押収品目録を添付することとされており、同目録の記載事項は、通常、裁判所に提出される押収調書の記載事項と同一のものである。このように、本件対象文書は捜査の過程で行政機関が取得して保管するという性質のものであり、刑事訴訟法53条の2に定める「訴訟に関する書類」を異議申立人が主張するように保管者に限定すべきものとは解されない。加えて、情報公開法は開示請求の目的を問わず、何人でも開示請求できることから、仮に、異議申立人の主張のように、当該保管者を限定すれば、行政機関の保有するすべての「訴訟に関する書類」が開示請求の対象とされることとなり、かかる事態に至れば、前記（2）記載のとおり「訴訟に関する書類」を適用除外とした法の趣旨を没却することとなる。したがって、異議申立人の主張は認められない。

この答申内容についても、本件処分の理由について説明した趣旨に合致するものである。以上のことから、本件請求に係る捜査機関に提出した回答文書その他の一切の文書は、被疑事件・被告事件に関して作成された書類のうち、行政機関が保管するという性質のものであり、全て訴訟に関する書類であると解される。

従って、これら文書は刑事訴訟法第53条の2第1項で規定するとおり行政機関情報公開法の規定を適用しない公文書であり、条例第35条の規定により条例の適用を除外された公文書にほかならない。よって、同第7条をもって公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る公文書が訴訟に関する書類に該当し、条例の適用を受けない公文書であると主張しているため、以下、実施機関の行った本件処分の妥当性について、検討を行うこととする。

- (1) 訴訟に関する書類については、平成24年2月22日付け徳島県情報公開審査会答申第119号において、『訴訟に関する書類』とは、大阪地裁平成16年1月16日判決において、『被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。』とされている。

また、総務省行政管理局監修の『行政機関等個人情報保護法の解説』においては、『被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれる。』とされている。」として、条例の適用除外であると判断されている。

- (2) 実施機関の説明によれば、本件請求にある、特定会社の廃棄物処理法違反事件（以下「特定事件」という。）については、既に判決が確定しているとのことである。

そのため、特定事件に関して、捜査機関から実施機関に対して照会等がなされ、実施機関が捜査機関に提出した文書は、被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得された書類ということができ、訴訟に関する書類に該当すると認められる。

- (3) 実施機関は、本件請求に係る文書について、平成13年度内閣府情報公開審査会答申第57号（以下「内閣府審査会答申」という。）を引用し、訴訟に関する書類に該当する旨を主張する。

特定事件に関して、捜査機関から実施機関に対してなされた照会等の文書で、実施機関が保有するものについては、内閣府審査会答申における「捜査の過程で行政機関が取得して保管するという性質のもの」に該当するということができ、また、訴訟に関する書類は、行政機関が保有しているものも含むと解するのが相当であることから、当該文書についても、訴訟に関する書類に該当すると認められる。

- (4) 以上のことから、実施機関の行った本件処分は妥当であると認められる。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成24年 8月10日	諮問
9月13日	実施機関からの理由説明書を受理
11月16日	審議（第105回審査会）
12月26日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第106回審査会）
平成25年 1月24日	審議（第107回審査会）
2月18日	審議（第108回審査会）
3月18日	審議（第109回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	

松尾	博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長
----	---	-----------------	----

(五十音順)